

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から46年11月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和45年3月に勤務先を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、納付組織で保険料を納付したはずなので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人は結婚し、夫が厚生年金保険適用事業所に勤務していたことから任意加入相当期間に該当する。社会保険庁のオンライン記録では申立期間は国民年金に未加入となっており、申立人には申立期間以外にも任意加入前に未加入となっている期間が存在する。また、資格を取得した昭和46年12月1日の時点では申立期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、納付組織で国民年金保険料を納付したとしており、一緒に納めていた人を挙げているが、同人に確認したところ、「昭和47年以前は他県にいたため、申立期間当時のことは分からない。」としており、納付を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立人は当時の保険料の額を記憶しておらず、集金人も既に死亡したとしており、申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。妻がA市役所で国民年金の申請免除の手続を行ったはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、平成15年度に申請免除の手続を行った際、市役所の担当者から、「直近1年（平成14年度）の申請免除の手続がされていないので、障害者年金（申立人は平成15年に病気で倒れ、現在療養中）が出ない。」と言われたとしており、当時、免除申請をしていない事実を把握していたものと考えられる。

また、A市の「平成14年度免除・特例受付簿」を確認したが、申立人からの免除申請書の受付は無かった。

さらに、申立人とおおむね同様の年金加入記録（申請免除、未納の記録が同一）を持つ申立人の妻も申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から53年3月まで
昭和50年8月ごろ、A府からB市に帰ってきて国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号は、昭和53年9月以降に当時の夫（平成4年7月離婚。以下、「夫」という。）と連番で払い出されている。申立人によれば、結婚（昭和53年1月）以降は、夫と一緒に保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人と夫は、53年9月に一緒に国民年金の加入手続を行い、同年4月にさかのぼって保険料の納付を開始したものとなっている。

また、申立人に確認しても、現在保有する年金手帳以外に手帳の交付を受けた記憶は無いとしているほか、納付したとする保険料の額も実際の保険料額と乖離^{かいり}しているなど、昭和50年8月当時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から54年6月まで

両親から、今ならさかのぼって国民年金に加入することができること聞き、市役所で加入手続を行い、保険料を一括で納付したはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号の払出時期は、昭和54年6月30日以降であり、同年7月7日に国民年金に任意加入した記録となっている。申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため、任意加入期間に相当し、54年7月の時点では、制度上、さかのぼって加入し、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、結婚（昭和51年7月）以降、継続してA市内に居住しており、上記払出時期以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人に確認しても、加入手続をした時期、納付した金額等を記憶しておらず、申立期間について、保険料を納付していたことを裏付ける関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。